

訪問看護・介護予防訪問看護 契約書別紙(兼重要事項説明書)

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 あさひコモンズ
主たる事務所の所在地	〒955-0803 新潟県三条市月岡1丁目5番27号
代表者(職名・氏名)	代表取締役 名古屋 孝徳
設立年月日	2000年3月15日
電話番号	0256-34-3636

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	あさひ訪問看護リハビリステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒955-0845 新潟県三条市西本成寺1-36-25	
電話番号	0256-64-7300	
指定年月日・事業所番号	2013年7月1日指定	1560490078
管理者の氏名	小林 稔子	
通常の事業の実施地域	三条市、燕市、加茂市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	主治医等が指定訪問看護又は介護予防訪問看護の必要性を認めた場合、利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護(又は介護予防訪問看護)は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

なお、理学療法士、作業療法士等による訪問看護は、その業務が看護業務の一環としてのリハビリテーションであり、看護職員の代わりに行う訪問としての位置づけとなります。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始(12月31日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看 護 師	常勤 4 人、非常勤 3 人	理学療法士	常勤 2 人、非常勤 1 人
准 看 護 師	常勤 人、非常勤 1 人	作業療法士	常勤 2 人、非常勤 人
保 健 師	常勤 1 人、非常勤 1 人	言語聴覚士	常勤 1 人、非常勤 人

7. サービス提供の担当者

サービス提供の担当職員(訪問看護職員)及びその管理責任者は下記のとおりです。

担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問看護職員の氏名	(資格:)
管理責任者の氏名	管 理 者 小林 稔子

8. 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額(一定以上の所得のある方は2割もしくは3割)です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1)訪問看護並びに介護予防訪問看護の利用料・加算

・加算別紙「介護保険・介護予防訪問看護利用料金表」をご参照ください。

(2)キャンセル料

サービス提供をキャンセルする場合は、前日までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は2000 円のキャンセル料をいただきます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

(3)支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月の請求書とともにお渡しいたします。

該当	支払い方法	支払い要件等
☐	口座 引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休日の場合は直後の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。
☐	銀行 振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直後の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 三条信用金庫 月岡支店 普通口座 0081888
☐	現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直後の営業日)までに現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

在宅医療介護従事する看護師等は、大きな災害(大地震、大津波)等が発生した場合、第一に自らの生命を守るべく行動をとり、生命の確保維持を確信したその後、速やかに利用者に適切な対応をとるものとします。また、前述した緊急時以外の場合の対応については、下記のように対応します。

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡し指示を求める等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0256-64-7300
	面接場所 当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	☐	三条市役所福祉保健部高齢介護課	電話番号 0256-34-5511
	☐	燕市健康福祉部長寿福祉課	電話番号 0256-77-8175
	☐	加茂市役所長寿あんしん課	電話番号 0256-41-4032
	☐	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

【訪問看護利用料金表（非課税）要介護】 令和6年6月改定

①

介護保険対応料金

あさひ訪問看護リハビリステーション

サービス内容	単位	利用料	利用者負担額			サービス提供時間・算定基準
		10割	1割	2割	3割	
訪問看護Ⅰ-1・時間内	314	3,140円	314円	628円	942円	1回につき20分未満
訪問看護Ⅰ-2・時間内	471	4,710円	471円	942円	1,413円	1回につき30分未満
訪問看護Ⅰ-3・時間内	823	8,230円	823円	1,646円	2,469円	1回につき30分以上1時間未満
訪問看護Ⅰ-4・時間内	1,128	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円	1回につき1時間以上1時間30分未満
訪問看護Ⅰ-5（PT・OT・ST）	294	2,940円	294円	588円	882円	リハビリ20分（※1）
訪問看護Ⅰ-5 2（PT・OT・ST）	588	5,880円	588円	1,176円	1,764円	リハビリ40分 294単位×2
訪問看護Ⅰ-5 2超（PT・OT・ST）	795	7,950円	795円	1,590円	2,385円	リハビリ60分 265単位×3
訪問看護訪問回数超過等減算	-8	-80円	-8円	-16円	-24円	PT・OT・STの訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合

※准看護師がサービスを提供する場合は、訪問看護基本単位数×90%になります。

介護保険対応 加算

緊急時訪問看護加算Ⅱ 1	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円	1か月につき1回算定
特別管理加算Ⅰ（1か月に1回）	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること
特別管理加算Ⅱ（1か月に1回）	250	2,500円	250円	500円	750円	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること
複数名訪問看護費Ⅰ（30分未満） （30分以上）	254	2,540円	254円	508円	762円	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合
	402	4,020円	402円	804円	1,206円	
複数名訪問看護費Ⅱ（30分未満） （30分以上）	201	2,010円	201円	402円	603円	1回につき複数名の看護師と看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行った場合
	317	3,170円	317円	634円	951円	
長時間訪問看護加算	300	3,000円	300円	600円	900円	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	3	30円	3円	6円	9円	サービスの質が一定以上に保たれた事業所を評価した加算（サービス提供1回につき加算）
初回加算Ⅰ	350	3,500円	350円	700円	1,050円	新規で病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合（初回加算Ⅱを算定していないこと）
初回加算Ⅱ	300	3,000円	300円	600円	900円	新規で病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合（初回加算Ⅰを算定していないこと）
退院時共同指導加算	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合
ターミナルケア加算	2,500	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	死亡月につき1回算定

介護保険対象外のサービス実施のご利用料（税込み）

②

算定項目	サービス内容	
在宅以外での訪問看護	1時間まで	8,000円
	2時間目以降	要相談
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込み	10,000円
その他オプション	ご相談に応じます。	

運営規程に定められたその他の費用

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合中山間地加算（所定単位の5/100）が算定されます。

キャンセル料	サービス利用日の前日まで	無料
	サービス利用日の当日利用者負担	2,000円
	*サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。但し、利用者様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。	

サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いします。
連絡先 TEL : 0256 - 64 - 7300 あさひ訪問看護リハビリステーション

（※1）PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。

※理学療法士等による訪問看護は、その業務が看護業務の一環としてのリハビリテーションであり、看護職員の代わりの訪問であることをご了承ください。

※緊急時訪問看護加算、ターミナル加算、夜・朝・深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

※緊急時訪問看護加算、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は、区分支給限度基準額の算定対象外。

*夜間・早朝…午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。

*深夜…午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本対数に50%が加算されます。

説明を受けて 承知しました。

利用者様氏名

（代筆）

【訪問看護利用料金表（非課税）要支援】 令和6年6月改定

①

介護予防保険対応料金

あさひ訪問看護リハビリステーション

サービス内容	単位	利用料	利用者負担額				サービス提供時間・算定基準
		10割	1割	2割	3割		
訪問看護Ⅰ-1・時間内	303	3,030円	303円	606円	909円	1回につき20分未満	
訪問看護Ⅰ-2・時間内	451	4,510円	451円	902円	1,353円	1回につき30分未満	
訪問看護Ⅰ-3・時間内	794	7,940円	794円	1,588円	2,382円	1回につき30分以上1時間未満	
訪問看護Ⅰ-4・時間内	1,090	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円	1回につき1時間以上1時間30分未満	
訪問看護Ⅰ-5（PT・OT・ST）	284	2,840円	284円	568円	852円	リハビリ20分（※1）	
訪問看護Ⅰ-5 2（PT・OT・ST）	568	5,680円	568円	1,136円	1,704円	リハビリ40分 284単位×2	
訪問看護Ⅰ-5・2超（PT・OT・ST）	426	4,260円	426円	852円	1,278円	リハビリ60分 142単位×3	
予防訪問看護訪問回数超過等減算	-8	-80円	-8円	-16円	-24円	PT・OT・STの訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	
予防訪問看護12月超減算 1	-5	-50円	-5円	-10円	-15円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護（PT・OT・ST）を行った場合、1回につき減算	
予防訪問看護12月超減算 2	-15	-150円	-15円	-30円	-45円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護（PT・OT・ST）を行った場合で、予防訪問看護訪問回数超減算を算定している場合、1回につき減算	

※准看護師がサービスを提供する場合は、訪問看護基本単位数×90%になります。

介護予防保険対応 加算

緊急時訪問看護加算Ⅰ 1	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円	1か月につき1回算定
特別管理加算Ⅰ（1か月に1回）	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること
特別管理加算Ⅱ（1か月に1回）	250	2,500円	250円	500円	750円	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること
複数名訪問看護費Ⅰ（30分未満） （30分以上）	254	2,540円	254円	508円	762円	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合
	402	4,020円	402円	804円	1,206円	
複数名訪問看護費Ⅱ（30分未満） （30分以上）	201	2,010円	201円	402円	603円	1回につき複数名の看護師と看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行った場合
	317	3,170円	317円	634円	951円	
長時間訪問看護加算	300	3,000円	300円	600円	900円	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3	30円	3円	6円	9円	サービスの質が一定以上に保たれた事業所を評価した加算（サービス提供1回につき加算）
初回加算Ⅰ	350	3,500円	350円	700円	1,050円	新規で病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合（初回加算Ⅱを算定していないこと）
初回加算Ⅱ	300	3,000円	300円	600円	900円	新規で病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合（初回加算Ⅰを算定していないこと）
退院時共同指導加算	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合

介護保険対象外のサービス実施のご利用料（税込み）

算定項目	サービス内容	
在宅以外での訪問看護	1時間まで	8,000円
	2時間目以降	要相談
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込み	10,000円
その他オプション	ご相談に応じます。	

運営規程に定められたその他の費用

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合中山間地加算（所定単位の5/100）が算定されます。

キャンセル料	サービス利用日の前日まで	無料
	サービス利用日の当日利用者負担	2,000円
	*サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。但し、利用者様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。	

サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いします。
連絡先 TEL : 0256 - 64 - 7300 あさひ訪問看護リハビリステーション

（※1）PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。

※理学療法士等による訪問看護は、その業務が看護業務の一環としてのリハビリテーションであり、看護職員の代わりの訪問であることをご了承ください。

※緊急時訪問看護加算、ターミナル加算、夜・朝・深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

※緊急時訪問看護加算、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、サービス提供体制強化加算は、区分支給限度基準額の算定対象外。

*夜間・早朝…午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。

*深夜…午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本対数に50%が加算されます。

説明を受けて 承知しました。

利用者様氏名

（代筆）

【訪問看護利用料金表（非課税）要介護/定期巡回】 令和6年6月改定

①

介護保険対応料金・定期巡回

あさひ訪問看護リハビリステーション

サービス内容	単位	利用料	利用者負担額				サービス提供時間・算定基準
		10割	1割	2割	3割		
定期巡回訪看	2,961	29,610円	2,961円	5,922円	8,883円	1月につき	
定期巡回訪看・准1	2,902	29,020円	2,902円	5,804円	8,706円	准看護師による訪問が1回でもある場合	
定期巡回訪看・介5	3,761	37,610円	3,761円	7,522円	11,283円	要介護5の者の場合	
定期巡回訪看・准1・介5	3,702	37,020円	3,702円	7,404円	11,106円	准看護師による訪問が1回でもある場合	
定期巡回訪看・日割	97	970円	97円	194円	291円	1日につき	
定期巡回訪看・准1・日割	95	950円	95円	190円	285円	准看護師による訪問が1回でもある場合	
定期巡回訪看・介5・日割	124	1,240円	124円	248円	372円	要介護5の者の場合の1日につき	
定期巡回訪看・准1・介5・日割	122	1,220円	122円	244円	366円	准看護師による訪問が1回でもある場合	

※准看護師による訪問が1回でもある場合は、訪問看護基本単位数×98%になります。

介護保険対応 加算

緊急時訪問看護加算Ⅱ 1	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円	1か月につき1回算定
特別管理加算Ⅰ（1か月に1回）	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること
特別管理加算Ⅱ（1か月に1回）	250	2,500円	250円	500円	750円	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること
サービス提供体制強化加算Ⅱ 2	25	250円	25円	50円	75円	サービスの質が一定以上に保たれた事業所を評価した加算（1月につき加算）
初回加算Ⅰ	350	3,500円	350円	700円	1,050円	新規で病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合（初回加算Ⅱを算定していないこと）
初回加算Ⅱ	300	3,000円	300円	600円	900円	新規で病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合（初回加算Ⅰを算定していないこと）
退院時共同指導加算	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合
ターミナルケア加算	2,500	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	死亡月につき1回算定

介護保険対象外のサービス実施のご利用料（税込み）

算定項目	サービス内容	
在宅以外での訪問看護	1時間まで	8,000円
	2時間目以降	要相談
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込み	10,000円
その他オプション	ご相談に応じます。	

運営規程に定められたその他の費用

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合中山間地加算（所定単位の5/100）が算定されます。

キャンセル料	サービス利用日の前日まで	無料
	サービス利用日の当日利用者負担	2,000円
	*サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。但し、利用者様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。	

サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いします。	
連絡先 TEL : 0256 - 64 - 7300 あさひ訪問看護リハビリステーション	

※理学療法士等による訪問看護は、その業務が看護業務の一環としてのリハビリテーションであり、看護職員の代わりの訪問であることをご了承ください。

※緊急時訪問看護加算、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は、区分支給限度基準額の算定対象外。

説明を受けて 承知しました。

利用者様氏名

（代筆）